

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係　日米沖縄返還協定/琉球水道公社引継問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43671

6

東京水道公社、労働組合との労働契約問題

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

25

電 信 写

大政事外儀官
務務 典房
次次
臣官官審審長長
儀儀人電電厚計
書文会會言給

調
査企析調
長
領移參領旅查移
主
任
事
務
外
務
大
臣
殿
高
瀬
大
使
臨時代理大使 総領事 代理

総番号(TA) 19088 沖縄 主管
72年 4月 15日 12時 30分 発着 米北1
72年 4月 15日 14時 00分 本省

りゆうきゅう水道公社と労働組合との労働契約

第228号 略 至急

りゆうきゅう水道公社オオハマ総裁よりヨシオカ公使あて書簡をもつて、同公社と労働組合との間に締結されている労働契約の有効期間は71年7月1日から72年6月30日までとなつてゐるところ、返かん協定第6条/項の規定に基づき、復帰後も6月30日までは有効と解釈されるが、右に間違いないか日本政府の確認を得たい旨申し越したので何分のぎ回電願いたい。

(了)

(15日 23:30 佐藤事務官連絡済
電信課)

近ア長
参書近ア
次總經國資
長經
參貿統國
參政技一理
國企二
參條協規
長國
參政經科
軍社專
參道内外
文長
參一二

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

大政事外儀官
務務 典房
次次
臣官官審審長長
儀儀人電電厚計
書文会會言給

調
査企析調
長
領移參領旅查移
主
任
事
務
外
務
大
臣
殿
高
瀬
大
使
臨時代理大使 総領事 代理

総番号(TA) 19120 沖縄 主管
72年 4月 15日 21時 55分 発着 米北1
72年 4月 15日 22時 10分 本省

りゆうきゅう水道公社労組のスト

第229号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第228号に關し

1. 水道公社労組は15日よりゆうきゅう政府により行なわれている公社職員の身分引継ぎ作業の内容を不満として18日午後0時から48時間ストに入るよう指令を発した。

2. おきなわ事務局サイキ課長が水道公社幹部よりちよう取したところ次の通り。

(1) 組合は保安要員も含めて組合員全員に職場放棄を指令した。 (2) 水道を維持するために最低60名を必要とするが公社管理職職員3名、外人職員17名を加えても40名不足するので目下不足要員を FACILITY ENGINEER から出してもらうよう協議中である。 (3) 公社としては17日に更に組合を説得レスト回避に努力する。 (4) 組合側が不満とするところは、りゆうきゅう政府が公社と労組の話し合いの場に出て来ず、さりとて公社幹部に団交について指示を与えないことに加えて先般りゆ

近ア長
参書近ア
次總經國資
長經
參貿統國
參政技一理
國企二
參條協規
長國
參政經科
軍社專
參道内外
文長
參一二

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

う政総務局が、復帰後の水道関係職員の給与の仮計算の結果（大部分の職員が現行給与から大はばにダウンしている由）を示したことにある模様。

3. 上記の次第にもかんがみ冒頭往電につき出来れば／7日午前中に回電願いたい。

(了)

(15日 23:30 佐藤事務官連絡済)
電信課

外 務 省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

主 管
72年4月17日17時45分 神 線 発 着
72年4月21日04分 本 省 着 松北/
25

外 務 大 臣 殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

りゆうきゅう水道公社労組スト

第231号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第229号に関し

その後の動きについておきなわ事務局サイキ課長がオオハマ水道公社総裁からちよう取したところ次の通り。

1. /7日朝りゆうきゅう政府からヤラ主席名の書簡が水道公社に送達された。右書簡には、(イ)労組との話し合いの当事者はオオハマ総裁であるが、水道が復帰後おきなわけんにきゆう取されることにかんがみ、事例によつてはりゆうきゅう政府と協議の上処理することとしたい。(ロ)ただしりゆうきゅう政府即ちおきなわけんではないので必ずしも今回の話し合いの結果どおり復帰後実施されるとは限らない。との趣旨が述べられている。

2. オオハマ総裁及びりゆう政担当官は上記書簡の内容を労組側に示し、話し合いに入ることをしようとしたが、組合はこれを拒否した。組合側の主張は、(イ)総裁に全権を委ねるべし、(ロ)現行契約は6月末まで全面的に認めらるべきであり、それ以後の契約についても現在話し合

外 務 省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検査班に連絡ありたい。

電 信 写

いにより確定さるべきことである。
3. 以上の次第にかんがみ、1/8日午前0時からの48時間ストは必至の状態となつた。ただし、スト期間中の水道の維持について既に手はずは整つており、断水等は起らないうであろう。また組合側も今回のストは1/0割年休闘争の形をとるのでピケは張らない由である。なお、組合側は4月25日までに納得のいく回答を求めている。

(了)

乙

外務省

10/12
581-4014

別紙

本件若槻契約は協定6条1項にいう公私との
権利及び義務としての國政府との間の
同日
法令上即ち引き継ぐか、~~又~~特措法
第36条における沖縄県の承継す3月22日
よりの水道公社の復帰後、運営は、(1)3月18
年3月22日 地方公営企業法等関係法令
のうち、新設を要するものとして
併存下に入ることなく3月22日 同様に3年
の運営ルール及び3部門のうち2社を立ち上げ
は、地方公営企業の結果の種類事実上
方の関係法
は、余例を定めることなく、本件
失敗したとされる。
若槻契約といふことの承継す3月18日

GA-6 外務省

沖縄県、事件、223 球政のあいへ
 国際条約事作成、退社による
 漢字とひらがなであります。
 581-5311
 自治省 公務部
 公務第一課 建次友
 (581-4014)

(回観番号) 外務省電信案 (分類)

電信課長	機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示	※	総第0417 087-001号
	暗	略	平	
	※ 第 110 号	※昭和 年 月 日 時 分 秒	47.4.17 18.04	
2	Y Y Y Y Y	大至急	至急	普通・LTF
3	大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管	主管局部課(室)名 米北1	
			起案 昭和47年4月17日 B.4/18	起案者 電話番号 2466
			協議先	
			条約課長	
			法規課長	
	大使 在沖縄高級 総領事	臨時代理大使 代理	あて 外務	大臣發
	大使 在 報紙	臨時代理大使 総領事	あて 代理	
	件名 琉球水道公社と労働組合との労働契約			
	貴官令228号に廻し。			
	本件労働契約は、協定6条1項にいう 公社の権利及び義務とに復帰の日に わが国政府がわが国の法令に即して 引き継ぐが、同日 特措法第36条に			

(昭和四二・七一改正)
GB-1

2

より沖縄県が承認することとなる。
 (かくして、水道公社の復帰後の運営は、わが国の地方公営企業法等関係法令の体系下に入ることにより制約を受けることとなるので、右労働契約中この体系に及ぶ部分については效力を失うこととなる。
 (たゞ、上記地方公営企業法第38条では地方公営企業の給与の種類基準等は条例が定めることとしてあるが、本件労働契約もいかように承認するかは沖縄県の母体となる琉政において関係条例作成の過程で決定されるべきものであるので、右貴便お含み下さい。)

GB-3

137

外務省

2

は、~~本~~の地方公営企業法等の体系下に入ることとして、現契約中右法体系に及ぶ部分があるとすればその部分については效力を失うこととなる。後で、この意味とは、従前の契約内容が抱括的・承認されるのではない。(自留書、好意表示書と協議書。)

2. 本地方公営企業の給与の種類及び基準は条例で定めることとしており(地方公営企業法第38条参照)、前記1の一般的方針が具体化されたために、沖縄県の関係条例作成の過程における貴便がされたべきものと思料される。

GB-3

五

外務省

秘密標記(赤色)

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬代


(件名)
琉球水道公社と労働組合の労働契約

引用公・電信
日付・番号
往電第228号、黄電米北1月110号

冒頭往電、大旗統裁登記公使より4月14日付書簡字
(現行労働契約のテキストを含む) および冒頭書電にモロマ吉
因公使から大旗統裁までに発出した4月18日付書簡字されられ
別添甲および乙とおり送付する。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

4月21

G A-3-1 在外公館

4227

RYUKYU DOMESTIC WATER CORPORATION

INSTRUMENTALITY OF UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION

Post Office Box 430
Kesa Okinawa

Tel: 077-6111

沖縄コザ郵便局私書函430

琉球水道公社

APR 14 1972

RDWC-GA-346

SUBJECT: Ryukyu Domestic Water Corporation Labor Union Contract

THRU: Civil Administrator
USCAR
ATTN: HCRI-PW
APO 96248

TO: Minister Ichiro Yoshioka
Alternate Representative to the Preparatory Commission
Government of Japan Element of the Preparatory Commission
Naha, Okinawa

1. Under the provisions of Article VI of the Okinawa Reversion Agreement of June 17, 1971 between the United States of America and Japan, the properties of the Ryukyu Domestic Water Corporation will be transferred to the Government of Japan on the date of entry into force of that agreement. Further, the rights and obligations of the Ryukyu Domestic Water Corporation shall be assumed by the Government of Japan in conformity with the laws and regulations of Japan.

2. In the conduct of normal business operations, there came into force and effect on 1 July 1971 a labor contract between the Ryukyu Domestic Water Corporation and its workers, duly represented by an elected bargaining agent. That labor contract provided the basis of employment for those workers for the period 1 July 1971 through 30 June 1972.

3. It is the interpretation of the Ryukyu Domestic Water Corporation that the combination of the provisions of Article VI of the Okinawa Reversion Agreement and the execution of the aforementioned labor contract in the normal course of business ensures the validity of that labor contract for the period 15 May 1972 to 30 June 1972.

RDWC-GA-346

SUBJECT: Ryukyu Domestic Water Corporation Labor Union Contract

4. It is requested that the interpretation of Ryukyu Domestic Water Corporation described in paragraph 3 above be affirmed by the Government of Japan. For your information, a copy of the RDWC Labor Contract is attached.

ORIGINAL SIGNED BY
HIROSADA OHAMA
HIROSADA OHAMA
President

1 Incl
as

昭和47年4月18日

琉球水道公社
総裁 大浜博貞 殿

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表事務所
公使 吉岡一郎

琉球水道公社と労働組合との現行労働契約の有効性

4月14日付貴信をもつて御照会のあつた本件について下記の
とおり回答します。

記

1. 本件労働契約は返還協定6条1項にいう公社の権利および義務として復帰の日に日本国政府が日本国の法令に即して引継ぐが、同日、特措法第36条により沖縄県が承継することとなる。
2. しかるところ、水道公社の復帰後の運営は日本国の地方公営企業法等関係法令の体系下に入ることにより制約を受けることとなるので、本件労働契約中、この体系に反する部分については効力を失うこととなる。

賃金および附加給に関する協定
(1971年7月1日～1972年6月30日)

琉球水道公社

琉球水道公社労働組合

賃金および附加給に関する協定

琉球水道公社(以下公社といふ)と琉球水道公社労働組合(以下組合といふ)とは、次の通り賃金および附加給に関する協定を締結する。

1. 基本給

基本給は本協定の付帯書類A, BおよびCの各賃金表において、各人の等給に対応する号給の金額とする。

2. 定期昇給

1. 昇給は毎年7月1日付をもって本協定の付帯書類A, BおよびCの各賃金表に定める号給に従つてこれを実施する。

口. 社員が昇給を受けるには、昇給の日からさかのぼって最低6ヶ月間は有給状態でなければならない。

3. 英語手当

公社は、社員の英語能力の向上を奨励するため、下記により英語手当を毎月定額支給する。

1971年6月30日現在英語手当の受給資格を既得している社員に対して1970年6月30日現在の基本時給の10パーセント又は20パーセント相当額又は1970年6月30日現在固定されている1時間当たりの英語手当額に1週44時間労働の社員に対しては192を、又1週48時間労働の社員に対しては208を乗じた額。1971年7月1日以降は英語手当受給資格の試験は行なわない。

4. 夜間勤務手当(交替制勤務者)

イ. 8時を始業時とする交替制勤務に配置される社員には、夜間勤務手当を支給しない(昼勤)

ロ. 16時を始業時とする交替制勤務に配置される社員には、24時までの全勤務に対して1時間につき9セントを加算して支給する(前夜勤)

ハ. 0時を始業時とする交替制勤務に配置される社員には8時迄の全勤務時間に対し、1時間につき15セントを加算して支給する（後夜勤）

5. 祝祭日および祝祭日勤務手当

1. 祝祭日

公社は次の祝祭日を休日とする。

元日	1月 1日
成人の日	1月 15日
春分の日	春分日
琉球政府創立記念日	4月 1日
天皇誕生日	4月 29日
憲法記念日	5月 3日
こどもの日	5月 5日
慰靈の日	6月 23日
お盆の日	旧暦7月 15日
としよりの日	9月 15日
秋分の日	秋分日
スポーツの日	10月の第2土曜日
文化の日	11月 3日
勤労感謝の日	11月 23日

ロ. 祝祭日勤務日

祝祭日に勤務しなければならない社員には、1時間につき基本時給の125%の祝祭日勤務手当を支給する。勤務手当の対象となる時間はスポーツの日以外の祝祭日については代休日勤務時間も含まれるが、代休の認められないスポーツの日については10月の第2土曜日の勤務のみが当手当の対象となる。

6. 賞与

イ. 公社は6月1日現在公社に籍を有する社員に対して夏期賞与を7月15日迄に支給し、12月1日現在公社に籍を有する社員に対して年末賞与を12月15日迄に支給する。6月1日又は12月1日からさかのぼつて6ヶ月間勤務した社員に55.8%（55.0%プラス1.8%の相当額\$15.00）の賞与を年末と夏期に分けて支給する。但し、1週48時間労働の社員に対しては、賞与の算出基礎としての月間労働時間を本協定期間中の賞与に限り209時間とする。

ロ. 6月1日又は12月1日からさかのぼつて6ヶ月未満勤務した社員には、下記の賞与を支給する。

勤務期間	支給額
5ヶ月	賞与満額の5/6
4ヶ月	4/6
3ヶ月	3/6
2ヶ月	2/6
1ヶ月	1/6

7. 通勤手当

公社は社員が勤務地より2キロ以上の場所に居住する場合は最高限度額を7ドル50セントとするバス賃を基礎として算出した通勤手当を支給する。

8. 扶養手当

公社は税法上の被扶養者としての配偶者のある社員に対して扶養手当として、月額3ドル50セントを支給する。

9. 制服の貸与

イ. 公社は社員に対して制服、作業服及び必要と認められるその他の物品を貸与する。

ロ. 社員は貸与品を勤務に従事する間常時着用し、又保存上必要な措置はすべて自己の負担において行なう。

10. この協定に含まれていない附加給又はその他の規定の一部又は全部
については、公社の人事規程を適用する。

この協定は1971年7月1日から効力を発し、1972年6月30日

まで有効とし公社と組合を拘束する。
公社と組合は、この協定の有効期間満了前すくなくとも90日以前にこの
協定の改訂又は修正案を文書で交換し満了前90日間で、次期協定で規定すべき事項又は新しい各項を決定するため誠意をもって団体交渉を行なうようつとめる。

新協定が有効期間満了前に締結されない時には、引きつづき60日間、
この協定の効力を延長するものとする。但し、延長期間は60日を超えないものとする。

この協定（付帯書類を含む）の条項の解釈又は履行について、双方間に争いが生じた場合、双方は誠意を尽して団体交渉をもち、自主的な解決を図るものとする。団体交渉の場で争いを解決出来ない場合には、公社と組合が協議の上、中央労働委員会の斡旋調停あるいは仲裁を申請するものとする。公社と組合はその斡旋あるいは調停を遵守するものとし、仲裁の裁決には服さなければならぬ。

公社と組合は、下記の正式代表者の署名をもって本協定が施行されることを認める。

1971年6月30日

琉球水道公社

琉球水道公社労働組合

総務部大臣 浜松博 貞

付帯書類 A (Schedule A)

一般事務職給与表 (Administrative & Clerical Employees)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
A-1	\$.615	.625	.635	.645	.655	.670	.685	.705	.725	.745	.765	.785	.805
A-2	.685	.695	.705	.715	.725	.740	.755	.775	.795	.815	.835	.855	.875
A-3	.715	.730	.745	.760	.775	.795	.815	.840	.865	.890	.915	.940	.965
A-4	.790	.805	.820	.835	.855	.880	.905	.935	.965	.995	1.025	1.055	1.085
A-5	.880	.900	.920	.940	.960	.985	1.010	1.040	1.070	1.100	1.130	1.160	1.190
A-6	.945	.970	.995	1.020	1.045	1.075	1.105	1.140	1.175	1.210	1.245	1.280	1.315
A-7	1.045	1.070	1.095	1.120	1.145	1.175	1.205	1.240	1.275	1.310	1.345	1.380	1.415
A-8	1.150	1.175	1.200	1.225	1.250	1.280	1.310	1.345	1.380	1.415	1.450	1.485	1.520
A-9	1.215	1.245	1.275	1.305	1.335	1.370	1.405	1.445	1.485	1.525	1.565	1.605	1.645
A-10	1.325	1.355	1.385	1.415	1.445	1.480	1.515	1.555	1.595	1.635	1.675	1.715	1.755

(1971年7月1日 適用

Effective: 1 July 1971

付 帯 書 類 B (Schedule B)
職 長 職 給 与 表 (Operative Foreman)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
OF-1	\$.870	.885	.900	.915	.935	.960	.985	1.015	1.045	1.075	1.105	1.135	1.165
OF-2	.940	.955	.970	.985	1.005	1.030	1.055	1.085	1.115	1.145	1.175	1.205	1.235
OF-3	.985	1.005	1.025	1.045	1.065	1.090	1.115	1.145	1.175	1.205	1.235	1.265	1.295
OF-4	1.040	1.060	1.080	1.100	1.120	1.145	1.170	1.200	1.230	1.260	1.290	1.320	1.350
OF-5	1.050	1.070	1.090	1.110	1.135	1.165	1.195	1.230	1.265	1.300	1.335	1.370	1.405
OF-6	1.095	1.115	1.135	1.155	1.180	1.210	1.240	1.275	1.310	1.345	1.380	1.415	1.450
OF-7	1.165	1.190	1.215	1.240	1.265	1.295	1.325	1.360	1.395	1.430	1.465	1.500	1.535
OF-8	1.205	1.230	1.255	1.280	1.310	1.345	1.380	1.420	1.460	1.500	1.540	1.580	1.620
OF-9	1.250	1.280	1.310	1.340	1.370	1.405	1.440	1.480	1.520	1.560	1.600	1.640	1.680
OF-10	1.350	1.385	1.400	1.435	1.470	1.510	1.550	1.595	1.640	1.685	1.730	1.775	1.820

1971年7月1日 適用

EFFECTIVE: 1 July 1971

付 帯 書 類 C (Schedule C)
技 能 労 務 職 給 与 表 (Operative Employees)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
0-1	\$.615	.625	.635	.645	.655	.670	.685	.705	.725	.745	.765	.785	.805
0-2	.650	.660	.670	.680	.690	.705	.720	.740	.760	.780	.800	.820	.840
0-3	.665	.675	.685	.695	.705	.720	.735	.750	.770	.790	.810	.830	.850
0-4	.685	.695	.705	.715	.725	.740	.755	.770	.790	.810	.830	.850	.870
0-5	.710	.720	.730	.740	.750	.765	.780	.795	.815	.835	.855	.875	.895
0-6	.720	.730	.750	.760	.770	.785	.800	.815	.835	.855	.875	.895	.915
0-7	.735	.755	.775	.785	.795	.810	.830	.850	.875	.900	.925	.950	.975
0-8	.760	.775	.790	.805	.820	.840	.860	.885	.910	.935	.960	.985	1.010
0-9	.795	.810	.825	.840	.855	.875	.895	.920	.945	.970	.995	1.020	1.045
0-10	.835	.850	.865	.880	.895	.915	.935	.955	.980	1.005	1.030	1.055	1.080
0-11	.865	.880	.895	.910	.925	.945	.965	.990	1.015	1.040	1.065	1.090	1.115
0-12	.870	.890	.910	.930	.950	.975	1.000	1.030	1.060	1.090	1.120	1.150	1.180
0-13	.910	.930	.950	.970	.990	1.015	1.040	1.070	1.100	1.130	1.160	1.200	1.240

1971年7月1日 適用

Effective: 1 July 1971

RYUKYU DOMESTIC WATER CORPORATION
MANAGEMENT PAY SCHEDULE

Monthly Pay Schedule

PAY GRADE	BASIC PAY		LANGUAGE ALLOWANCE		
	MINIMUM RATE	MAXIMUM RATE	C	B	A
S-1	\$230.00	\$320.00	\$20.00	\$35.00	\$45.00
S-2	\$276.00	\$350.00	\$20.00	\$35.00	\$45.00
S-3	\$322.00	\$380.00	\$20.00	\$35.00	\$45.00
S-4	\$345.00	\$445.00	\$20.00	\$35.00	\$45.00
S-5	\$368.00	\$526.00	\$20.00	\$35.00	\$45.00
S-6	\$403.00	\$600.00	\$20.00	\$35.00	\$45.00

Inclosure 1

アメリカ局長

秘密標記（赤色）

官房課外文書
北米オ一課長

参事官

第 198 号
昭和 47 年 4 月 20 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代

(件名)
水道公社労組リスト

引用公・電信
日付・番号
往電 4229 号

4月15日午後、水道公社労組代表が当事務所に持参した
決議書の写しを参考までに別添りとおり送付了。

付属添付 付属空便（行） 付属空便（D P） 付属船便（貨） 付属船便（郵）

本信送付先：
本信写送付先：
省内写配布希望先：

G A-3-1 在外公館

4226

日本政府復帰準備委員会
代表高瀬侍郎致意書

琉球水道公社の権利義務は日本政府が引きとり、沖縄県庁に引き継ぐといふことが沖縄返還に伴う日米協定でうたわれています。この意のとおりに現在琉球政府が公社職員の身分の引き継ぎ作業を押しつけていますが、その内容が全く公社職員が長期にわたつてから得た既得権を根底から無視する結果になつてあり、今日の生活権を奪取する結果となつてます。

このことは、新生沖縄県の水道事業が學民の希望する期待より離反した公營企専とし有名無実化の道を歩み始めた原因となることは間違ひありません。

琉球政府が押しつけています公社職員の身分引き継ぎ作業を下記の理由で書き添えます。により拒否し、我ら職員一同、諸権利が認められることは全く受け入れる意思がないことを表明します。

記

1. 今日の沖縄がうちは、我ら學民がこの組織のいかんを問はず一律にがつて琉球政府の國家華務に参加しなければある。復帰に伴い、公道公社の琉球政府には全くみけられない数多くの機関が新しく誕生するのを以て、現解雇率は、新たな機関により取り扱われた機能は琉球政府以外への機関での機能を果たされてしまうのが当然である。这样的な状況下で現在の政府又は旅寓営業等の身分を有する者大がこれまでの身分の保護を行うのは理解出来ない。

1. 過去の施設で何が行われましたか? 又どの期間苦労と空ぬれで国有の既得権を守る事などといふ点は人間性を無視したことでは日本政府の意を小みに「わざわざ」あります。
2. 復帰後の運営は公社の陣容で充てて琉球政府からの横すべりは全く認めない。
3. 相手の専門的能力を有し、小遣公社の観察を熟知した者がいるれば、我がの専門、能力を判断するには困難で、現在呈示された給与の計算の無意味化結果をみて琉球政府の責任は重大である。
4. 公社職員の身分引き継ぎ作業、仮給と計算との間に問題点が多く見つけられます。

1972年4月15日
琉球水道公社労働組合
委員長 安里

郵便局
首座事務官
総務
沖縄
涉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力ナダ
局務



アメリカ属米
参事官
北米オ一課長
米保良

秘密記号(赤色)

第 218 号
昭和 47 年 5 月 4 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬代表

(件名)
琉球水道公社房租の返却

引用公・電信
日付・番号
往電 47.5.4 255号

4月27日 71741-民政官上り専方へ送付
趣意書本件朱側×玉、別添送付本多。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

G A-3-1 在外公館

字
元
T A
厚生省
自給省

5/9

又
二

INFORMATION PAPER

LABOR UNION UNREST IN THE RYUKYU DOMESTIC WATER CORPORATION (RDWC)

1. On 18 and 19 April 1972, the RDWC Union staged a 100% walkout of the Island Water System. On that occasion the Facilities Engineer of the US Army Ryukyu Islands took charge of operating the water system and did so successfully utilizing a combination of Department of Army civilian and military personnel.
2. The RDWC Union announced on 26 April 1972 its intentions to conduct a 100% walkout beginning midnight on 27 April and ending at midnight on 2 May 1972. There are indications that additional walkouts will be conducted if the matters at dispute related to compensation of the water system workers after reversion are not satisfactorily resolved. The US Army will operate the Island Water System with American personnel, both military and civilian, during such walkouts up to 2400 hours, 14 May 1972.
3. The occurrence of these walkouts gives rise to serious concern for the operation of the water system after reversion. At that time, the utilization of American military and civilian personnel may not be possible, and in any event would require government-to-government arrangements of some sort.
4. Attached as Incl is a listing of personnel by skills required to operate the Island Water System in such a manner as to provide minimum essential water service to residents of Okinawa. This list is provided for such planning and utilization as the Government of Japan may deem appropriate under the circumstances.

1 Incl
as

ISLAND WATER SYSTEM

Minimum Essential Operating Personnel for Work Stoppage of 14 days or Less

System Supervisors	3
General Supervisors	9
Treatment Plant Supervisors	8
Treatment Plant Operators	15
Treatment Plant Helpers	14
Chemists	4
Pump Station Operators	34
Pipe Fitter Welders	4
Electricians	2
Heavy Equipment Operator	2
Pipe Fitter Helpers	2
TOTAL	97

Incl 1

5月6日受

事務連絡

昭和47年5月4日

調整済山崎参考官殿

沖縄事務局福祉課長

復帰準備委員会水道小委員会における
琉球政府提案事項について

また、5月8日開催予定の復帰準備委員会水道小

委員会における琉球政府からの提案事項(別紙)を

参考までに送付いたします。

なお、厚生省その他関係機関にも、この旨ご連

絡をとります。

別紙

別紙第4 (起案用紙乙の1)

案

1. 賃金交渉

琉球政府と沖縄公務労働組合(単に『官公労組』と呼ぶ)間では、1972年2月11日の団体交渉において、琉球政府側は『公務員の賃与については、1ドル対360円で統一すべき』『今日の回答が実を結ぶようにしてほしい』と官公労組に回答した。そしてこのことの実現するために、総務局長は、再度に内たって、日本政府に1ドル対360円の賃金統一賃与を要求して現在に至っている。

このことからして復帰後、沖縄県職員となる前の賃金の統一賃与については、現在の琉球政府公務員と同一の方向で取り扱いかねないものと観測している。従って現時みて、一方とは、賃金の1ドル対360円の統一賃与が実現するか否かは最終所、すなはち内閣府、憲法如何にかかって、云々云々。

別紙第4 (起案用紙乙の1)

16

2 不動産

(1) 従来(1972年1月以前)布令20号によって取得された公社の施設用地として使用し、第2通りに賃料を支払っての用地 178,506.50坪 には、貴重のための資料(地番、地積、地目、地主名及び医師等)は公社にある。

(2) 1972年1月付けで車からの公社に移管され大施設の所在する基地外の用地について、貴科がDEからの公社に提供された水道公社にて一体となって地主等の割り出し作業を急いでいる。

(3) 基地内の施設用地については、分離できる用地については、専史者基津又該用地周辺の形態を考慮に入れて用地境界線を書き入れてDEに去った3月2日に提出し、その一部については小字圖をDEからの公社は受け取ってはいるが、貴科入手するところについて努力の入手し

長老の下にては公社にて、地元の割り出し
作業とさせてある。

4. 5月15日までに可能な限り実施被用地の
地元と賃貸借契約を締めるより公社職員が
主体となって地元連絡会を通して、着工し工事を進め
てある。

3. 水道料金について

琉球水道公社がおこなって、水道事業は
県移行後は、沖縄県企業局が行はる。

該企業局は地方公営企業法、下に公営企業としての合理的な運営が行はゆることとする。

水道料金は地方自治法及び地方公営企業法の定
めどおりに(1)沖縄県の条例で定めることになって
いる。

1. 上述の通りに料金は現行の公社対市町付間の
分水関係とそのまま譲続することである。

- 1. 料金は沖縄県が議会の審議と経て(次第の
審議事項として)制定する条例によって新たに
決定されるので必ずしも現行料金とその
適用料率に換算するところには考へられぬ。
- 2. 5月15日に実施出来るように琉球銀行との内
容を検討していく。

4 積立休暇

現行の公社職員は、布令第116号『琉球人被用川
に対する労働基準及び労働関係令』及び琉球
通公社人事規程に基づき、240時間(30日)の年次
有給休暇と認められてゐる。復帰後、布令第116号に
より、復帰前の年次有給休暇の未使用の分については

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和
46年法律第119号)」第118条の規定により当該年
次有給休暇を請求行使できることになってゐる。

(5. 春斗交渉)

琉球水道公社労働組合の春斗交渉要求事項の中には、復帰前に解決できる事項もあると思うが、そのほとんどは復帰後の労働条件に関する事項である。その解決又は処理の仕方は、いろいろあると思うが、何れにしても、現在の琉球水道公社の管理者だけでは、解決できぬ問題であるので、現時まで直ちに解決できるものと、今すぐには統諭を出せぬものと三分したこととする。そのものの要求事項の内容や性質に応じて琉球水道公社、琉球政府関係機関、日本政府の三者が、そのものの責任で処理すべき事項は卓然と検討し、または相互に責任を負うものは協議して、琉球水道公社総裁^{当事者と}として、琉球水道公社労働組合と話し合をさせて貰ふことが望ましい。

6. 新賃金制度の導入

現在、琉球水道公社と復帰後の國家又は都道府県等の賃金体系は著しく差異があるため、復帰前の琉球水道公社職員の賃金体系から、復帰後の沖縄県企業局企業職員のそれへの移行を円滑にするため、「沖縄の復帰に伴り特別措置に関する法律」又は他の日本、琉球間原法令、都道府県の条例等を適用し又は参考にして効率的・効率的な賃金体系との均衡を勘案して復帰後、琉球水道公社職員を引き継ぐ沖縄県企業局企業職員の給与体系を決定していくことになるだろう。

ただ現時点では、給与体系の確定、予算措置等が未だ着談していないので、直ちに具体的な統諭を出すことは出来ないが、しかし、現段階で予算措定が決まれば順次その都度、話し合・統諭を重複して行くようになる。

7. 日本法令の執行に関する指針

復帰後の水道事業は、日本法令又は沖縄県条例に基かって執行をはるべく、日本法令に対する正しい理解と、業務運営技術の修得は必要であるので、日本から専門員を派出し、復帰後水道事業に従事するであろう職員を指導訓練することに異存はない。

8. 公社に対する工兵隊の役務の停止

建設中の工事の施行管理については、復帰後民間の技術コンサルタントに委託すべく、^{水道公社と}契約締結について手配済みである。業務の引継ぎ方としては、復帰前20日の日程で現在の施行管理者(DIE)と引き継ぎをあこなうことになつてゐる。

9. 非琉球人被雇用者、解雇

琉球政府として調査したところによると、これらの非琉球人は、アシスタントとしての存在であり、現に業務は琉球人だけで行っており技術として大取扱い。今後の業務運営についても琉球人だけで充分にやってけると思われるし、又、現場の職員も非琉球人は…なくてよしめると証言して…る。
3月10日 公社幹部会議資料
 よって、琉球政府としては、復帰後の5月15日以後は非琉球人は雇用しない方針であるので、未然にしてもこれらの非琉球人の雇用解除方にについて協力を要請する。

10. 走員

(1) ハーフライン維持管理部門においては、外部に委託することを房古でへるので、現在米軍水道従事者との分野に専員とするには、企業の経済性の方から考慮されね。

別紙第4(起案用紙乙の1)

→ 流量測定は、國立とび水(知事部)よりべき事項
であり、企画局としてはその成果を利用すること
によって業務運営は可能であるが、現業部
門としては流量測定委員会を設け入れることは
できぬと思われる。

11. Water Service to the U.S. Military Installations after the Reversion:

GRI has established the basic policy for Water Service System in Okinawa, in accordance with the basic purpose of the Japanese Water Works Law, Local Public Enterprise Law and Local Autonomy Law, and by taking into due consideration of the "Request of Municipal Water Works for Water Service to the U.S. Military Installations through the Municipal Water Works Concerned," which has been discussed and adjusted with the officer of Ministry of Health and Welfare, MOJ.

According to this basic policy, the U.S. military installations, now being provided water service from the Integrated Water System owned by RWC, will be provided water through the concerned municipal water works on which administrative district the U.S. military installations are located, after reversion.

The proposed plan for water service to the U.S. military installations is as attached.

Therefore, request your cooperation to establish the committee where the military authorities and municipalities talk to each other on the water supply contract.

22

SUTRATIDENS : शृङ्गाम लोकग्रन्थम्

Water Works, Supplying Installations		Water Supply Method	Delivery Point	Subtraction
		(By Meters)	(By Meters)	
Sukiran - Kus	Cinowan City	Plaza 12"	NDIC Bldg.	
		Sukiran Hdqs	Yagibaru V.	
		Photo Svc	Hdqs Housing	
		Ishinda(Plan)	Parkside Hsg	
		Suk 1200 aroa	Oki Farmer Exc	
		Ame Legion C.	Hillman Hsg	
		Camp Foster	Cishitori Hsg	
		-Onishi Hsg	Lum Hsg	
		Yanagida Hsg	Tamagami V.	
		Kuwae V.	Chatan Power Pl.	
		Kitamae V.		
MCAS	MCAS	Ditto	MCAS Bstr	Kiyuna Hsg
Camp Mercy		Ditto		Camp Mercy
Camp Boone		Ditto		Camp Boone
Futema Commander		Ditto		Futema Commander
Awase Golf Club				Awase Golf
Machinato Svc Area				MSA North
				MSA South
District Engineer		Ditto		Ishikawa Hsg
Mach/Naha Hsg	Naha City	Mach Hsg	MSA Power Pl.	MSA Power Pl.
		" " " "		
		Tomari		
		Ryusei Hsg		
		" " " "		
		Asato Area		
		Nach Tank Area		
		7th Day Adv		
Naha Port Area	Ditto	Engineer Isl.	Sewerage Pump S.	
		Naha Port	South	
		" "	North	
		" "	Hdqs	
Harbor View Club & Seamens' Club	Ditto	Harbor View/POL		
Naha Air Base	Ditto	NAB Bstr	Civil Air Terminal	
"		NAB Gate No. 1		
		NAB Gate No. 2		
Kadena Air Base	Koza City	Tybase/KAB	Site Sunabe, Army	
		Tengen/KAB	Sunabe No. 1	
			Sunabe No. 2	
			Chibana Ordn, Army	
			Chibana Chem. Ord,	
			Chibana Hsg	
			Ikento V	
			NoGan Manor, No. 1,	
			No. 2, No. 4, Tokuzo	
			Teruya	
			Kadena Circle	

Military Water Works, Supplying
Installations Water to Military Bases

Water Supply Method
Delivery Point Subtraction
(by meters)

Camp Rauge	Misato Son	Napunja	Camp Shield #13
Camp *Shield, Navy	Ditto	Misato Jr School	Akamichi V.
Awase Signal, Air Force	Ditto	Camp Shield, #13	" Lt. Johnson's
Awase Signal, Navy	Ditto	Awase Truns Sta	(2 small meters)
Site Sunabe	Chatan Son	Site Sunabe	Kokuba Gumi
Scatter Site	Ditto	Scatter Site	Tobaru V
Kubasaki School	Nakagusuku Son	Kubasaki	
Torri Station	Yomitan Son	Torri, West	Furugen V.
	" East	"	
Site Illanza	Ditto	Sobe Bstr	Toya Hsg
Site Nakano	Ditto	Nakano	
Kadena Site 1	Ditto	Kad Site 1	
Sobe Signal, Navy	Ditto	Sobe Signal	
Site 1A, 1B & 9	Ditto	1a, 1b, & site 9	
Camp Courtney	Gushikawa City	Tengan/Courtney	Tengan/POL & Pier
			Katsu Tamaki
		Tengan No.1	
		" No.2	
Camp McTreaus	Ditto	-- Uken No.1 & 2	
Tengan Signal	Ditto	Tengan/Mctreaus	
Deragawa Signal	Ditto	Kawasaki JS & V.	
Tengan POL & Pier	Ditto	Tengan Signal	
		Deragawa	
		JOL Utilities Shop	
		POL Pump Sta	
		Pier South	Konbu V
		Pier North	
Nishihara Site 1 & 2	Katsuren Son	Nishihara Site 1 & 2	
Kadena Site No.2	Ditto	Kad Site 2	
Boy Scout Camp	Ditto	Boy Scout	
White Beach, Navy	Ditto	WB Navy	
White Beach, Army	Ditto	WB Army	
Nishihara Site 4A	Jonashiro Son	Nishihara 4A	
Camp Hansen	Kin Son	Ilunse WP	Kin Hospital, Kin
			Power Plant, Villa
Camp Schwab	Nago City	Schwab WP	Nakagawa V.
Camp Henoko	Ditto	Camp Henoko	Camp Henoko & Kushii
Yaza Dake Sta	Itoman Cho	Yaza WP	

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

大政事外儀官

務務

次次

臣官官審審長長

儀總人電厚計

書文会當給

調本參企析調

領移參領旅查移

総番号(TA) 21074
72年4月27日 20時30分 沖縄主管
72年4月27日 20時30分 本省着
外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

りゆうきゅう水道公社労組スト

第255号 略

往電第231号に関し

27日フィアリー民政官よりヨシオカに対して、今回のスト中、幸いに断水を招かなかつたのは、米軍の技術要員が、1日16時間という重労働にたえて働いた事実があるところ、復帰後おきなわけん営となつてからは、再びストが起つても、米側要員は協力できないので、FACILITIES ENGINEERINGのTARBEELL大きさ及びROUSH副民政官の2人に技術的インフォーメーションの書き物を作業させて、出来上り次第日本側にお渡しするからこれによつて5月15日以後のストに日本側が対処されるのにお役に立てて欲しいと述べていた。

(了)

ア 参地中東

長 東西

米 参北北保

長 中

ア 参一二

長 金歐

参西東洋

長 西東

近 参書近ア

長 経

次總經國資

長 源

參貿統三

長 経

參政技一理

長 協

國企二

条 參條協規

長 国

參政經科

長 軍社專

長 參道内外

文 参一二